

新旧対照表

改正案	現行
千葉県建設工事適正化指導要綱 最終改正 <u>令和7年3月26日</u> 千葉県建設工事適正化指導要綱 (定義) 第2条 略 (1)～(6) 略 <u>(7) 営業所技術者</u> <u>法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。</u> <u>(8) 特定営業所技術者</u> <u>法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。</u> <u>(9)～(11) 略</u> <u>(12) 連絡員</u> <u>建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）</u> <u>第17条の2第1項第3号及び第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をいう。</u> <u>(13)～(17) 略</u> (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で<u>5,000</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>8,000</u>万円以上）である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>5,000</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>8,000</u>万円以上）となる下請契約	千葉県建設工事適正化指導要綱 最終改正 令和5年1月1日 千葉県建設工事適正化指導要綱 (定義) 第2条 略 (1)～(6) 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(7)～(9) 略</u> <u>(10) 特例監理技術者</u> <u>法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。</u> <u>(11)～(15) 略</u> (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で<u>4,500</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>7,000</u>万円以上）である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>4,500</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>7,000</u>万円以上）となる下請契約

改正案	現行
(技術者の適正な配置) 第6条 略 2 発注者から直接<u>建設</u>工事を請け負った特定建設業者は、当該<u>建設</u>工事を施工するために下請契約の請負代金の総額が<u>5,000</u>万円以上（建築一式工事にあっては<u>8,000</u>万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工上の管理を行わなければならない。 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみ従事するものとする。</u> <u>ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> (1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合 ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあっては2億円未満）となるものであること。 イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。 ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。 エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。 オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。 カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。	(技術者の適正な配置) 第6条 略 2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために下請契約の請負代金の総額が<u>4,500</u>万円以上（建築一式工事にあっては<u>7,000</u>万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工上の管理を行わなければならない。 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>ただし、監理技術者にあつては、発注者から当該建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者補佐を当該工事に専任で置くときは、この限りでない。</u> <u>この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみ従事するものとする。</u> (新設)

改正案	現行
<u>また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。</u> <u>なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。</u> <u>キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。</u> <u>(2) 当該建設工事の工事現場に、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者</u> 4 前項ただし書きの規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。 <u>5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。</u> <u>この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</u> <u>なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。</u> <u>(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合</u> <u>ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</u> <u>イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。</u> <u>ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。</u> <u>エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2</u>	(新設) 4 前項ただし書きの規定は、当該工事現場の数が、政令第29条に定める数を超えるときは、適用しない。 (新設)

改正案	現行
<u>8</u> 略 (元請業者の義務) 第7条 略 (1)～(3) 略 (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨<u>を</u>当該事象の状況<u>の</u>把握のための必要な情報<u>と併せて通知</u>すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 <u>(5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であつて、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</u> <u>ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であつて天災その他不可抗力により生じるもの</u> <u>イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であつて天災その他不可抗力により生じるもの</u> <u>(6) 元請業者は、下請業者から法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。</u> <u>(7)～(12) 略</u> <u>(建設工事の適正な施工の確保のための必要な措置)</u> <u>第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。</u>	<u>6</u> 略 (元請業者の義務) 第7条 略 (1)～(3) 略 (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨<u>及び</u>当該事象の状況把握のための必要な情報<u>を提供</u>すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する 事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 (新設) (新設) <u>(5)～(10) 略</u> (新設)

改正案	現行
(施工体制の把握) 第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>5,000</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>8,000</u>万円以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。 2～5 略 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 <u>なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和4年1月27日付け国不建第446号））の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。</u> 7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」と、第1項中「締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>5,000</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>8,000</u>万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 略 (県発注工事における届出等) 第11条 県発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、<u>建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、指導監督機関の長が施工体制台帳及び施工体系図の記載事項を確認することができる措置を講じている場合を除き、</u>下請	(施工体制の把握) 第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>7,000</u>万円以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、<u>建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）</u>第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。 2～5 略 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」と、第1項中「締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500</u>万円以上（建築一式工事にあつては<u>7,000</u>万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 略 (県発注工事における届出等) 第11条 県発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により施工体制台帳及び施工体系図を指導監督機関の長に提出しなければならない。

改正案	現行
業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号）により施工体制台帳及び施工体系図を指導監督機関の長に提出しなければならない。 2 県発注工事を直接請け負った建設業者は，その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し，県との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を，指導監督機関の長に届け出なければならない。現場代理人，<u>監理技術者補佐</u>又は専門技術者を選任したときも同様とする。 （監督職員等） 第13条 指導監督機関の長は，県発注工事の施工状況を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め，<u>監督職員選任通知書（様式第11号）により</u>速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。 2 略	2 県発注工事を直接請け負った建設業者は，その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し，<u>又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し</u>，県との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を，指導監督機関の長に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。 （監督職員等） 第13条 指導監督機関の長は，県発注工事の施工状況を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め，速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。<u>（様式第11号）</u> 2 略

改正案	現行
別表第1（第3条関係） (1)～(7) 略 (8) 価格等（<u>物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。</u>）の変動又は変更に基づく<u>工事内容の変更</u>又は<u>請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め</u> (9)～(16) 略 別表第3（第10条関係） <雇用・労働条件の改善> (1)～(5) 略 <安全・衛生の確保> (6)～(7) 略 <社会保険の加入> (8)～(9) 略 <福祉の充実> (10)～(12) 略 <福利厚生施設の整備福祉の充実> (13)～(14) 略 <技術及び技能の向上> (15) 略 <u>(16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。</u> <適正な雇用管理> <u>(17)～(19)</u> 略 <その他> <u>(20)</u> 略	別表第1（第3条関係） (1)～(7) 略 (8) 価格等の変動<u>若しくは</u>変更に基づく<u>請負代金の額</u>又は<u>工事内容の変更</u> (9)～(16) 略 別表第3（第10条関係） <雇用・労働条件の改善> (1)～(5) 略 <安全・衛生の確保> (6)～(7) 略 <社会保険の加入> (8)～(9) 略 <福祉の充実> (10)～(12) 略 <福利厚生施設の整備福祉の充実> (13)～(14) 略 <技術及び技能の向上> (15) 略 <u>(新設)</u> <適正な雇用管理> <u>(16)～(18)</u> 略 <その他> <u>(19)</u> 略

[illegible][illegible]

様式第2号

改正案

様式第2号

再下請負通知書

【報告下請負業者】

住所

会社名

代表者

《自社に関する事項》

工事名及び
工事内容

自 年 月 日 注文との
契約日

年 月 日

建設業の
許可

施工業
第一号

許可番号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監督員名

安全衛生責任者名

意見申出方法

安全衛生推進者名

現場管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国
人の雇用の状況
(有無)

有

無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負関係図について次のとおり記載いたします。

会社名

代表者名

建設番号

工事名及び
工事内容

自 年 月 日 契約日

年 月 日

建設業の
許可

施工業
第一号

許可番号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人名

安全衛生責任者名

意見申出方法

安全衛生推進者名

現場管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国
人の雇用の状況
(有無)

有

無

無

※再下請負関係の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請負通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

様式第2号

現行

様式第2号

再下請負通知書

【報告下請負業者】

住所

会社名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名及び
工事内容

自 年 月 日 注文との
契約日

年 月 日

建設業の
許可

施工業
第一号

許可番号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監督員名

安全衛生責任者名

意見申出方法

安全衛生推進者名

現場管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国
人の雇用の状況
(有無)

有

無

無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負関係図について次のとおり記載いたします。

会社名

代表者名

建設番号

工事名及び
工事内容

自 年 月 日 契約日

年 月 日

建設業の
許可

施工業
第一号

許可番号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人名

安全衛生責任者名

意見申出方法

安全衛生推進者名

現場管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国
人の雇用の状況
(有無)

有

無

無

※再下請負関係の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請負通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

改正案	現行																																																												
様式第7号 様式第7号 様 年 月 日 住所 商号又は名称 代表者名 電話番号 主任技術者等選任通知書 このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を 選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条 第1項の規定により通知します。 記 <table><thead><tr><th></th><th>現場代理人</th><th>主任技術者 監理技術者</th><th>監理技術者補佐</th><th>専門技術者</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資格</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>選任日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></tbody></table> ※ 添付書類 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。 (注) 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。 建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法 第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・ 監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条） ※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が1,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上） となる工事		現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者	氏 名					現住所					生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	資格					選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	様式第7号 様式第7号 様 年 月 日 住所 商号又は名称 代表者名 電話番号 主任技術者等選任通知書 このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を 選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条 第1項の規定により通知します。 記 <table><thead><tr><th></th><th>現場代理人</th><th>主任技術者 監理技術者 特例監理技術者</th><th>監理技術者補佐</th><th>専門技術者</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資格</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>選任日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></tbody></table> ※ 添付書類 (1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、 資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。 (2)主任技術者一覧表（別途様式又は任意に作成した一覧表による） (注) 1. 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。 2. 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。 建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※） における主任技術者・監理技術者、特例監理技術者・監理技術者補佐として配置することはできません。 （建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条） ※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上） となる工事		現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者	氏 名					現住所					生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	資格					選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者																																																									
氏 名																																																													
現住所																																																													
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																									
資格																																																													
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																									
	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者																																																									
氏 名																																																													
現住所																																																													
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																									
資格																																																													
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																									

改正案	現行																																				
様式第9号 様式第9号 様 年 月 日 住所 商号又は名称 代表者名 電話番号 変 更 通 知 書 年 月 日契約に係る 工事に、 年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条第2項の規定により通知します。 記 <table><thead><tr><th></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資 格</td><td></td><td></td></tr><tr><td>変 更 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr></tbody></table> ※ 添付書類 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。		変 更 前	変 更 後	氏 名			現 住 所			生年月日	年 月 日	年 月 日	資 格			変 更 日	年 月 日		様式第9号 様 年 月 日 住所 商号又は名称 代表者名 電話番号 変 更 通 知 書 年 月 日契約に係る 工事に、 年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条第2項の規定により通知します。 記 <table><thead><tr><th></th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>資 格</td><td></td><td></td></tr><tr><td>変 更 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr></tbody></table> ※ 添付書類 (1)主任技術者、監理技術者、<u>特例監理技術者</u>、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。 (2)<u>専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）</u> (注) <u>監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。</u>		変 更 前	変 更 後	氏 名			現 住 所			生年月日	年 月 日	年 月 日	資 格			変 更 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後																																			
氏 名																																					
現 住 所																																					
生年月日	年 月 日	年 月 日																																			
資 格																																					
変 更 日	年 月 日																																				
	変 更 前	変 更 後																																			
氏 名																																					
現 住 所																																					
生年月日	年 月 日	年 月 日																																			
資 格																																					
変 更 日	年 月 日																																				

改正案	現行																																																				
様式第10号別添	様式第10号別添																																																				
別 添 <table border="1"> <thead> <tr> <th>点 検 等 年 月 日</th> <th>年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 点検事項</td> <td>点検結果（該当事項に○をする）</td> </tr> <tr> <td>(1)施工体制台帳の整備状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(2)下請契約書</td> <td>イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他</td> </tr> <tr> <td>(3)一括下請又は不必要な重層下請</td> <td>イ、疑いがない ロ、疑いがある</td> </tr> <tr> <td>(4)標識等の掲示</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(5)施工体制及び施工体系図の確認</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(6)監理（主任）技術者、監理技術者補佐の配置状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(7)下請業者の使用状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(8)社会保険の加入状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>2. その他の事項</td> <td>(具体的に記入)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(不適正等の内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(指導状況)</td> </tr> </tbody> </table> 点検（調査）者職・氏名	点 検 等 年 月 日	年 月 日	1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）	(1)施工体制台帳の整備状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(2)下請契約書	イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他	(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ、疑いがない ロ、疑いがある	(4)標識等の掲示	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(6)監理（主任）技術者、監理技術者補佐の配置状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(7)下請業者の使用状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(8)社会保険の加入状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	2. その他の事項	(具体的に記入)	(不適正等の内容)		(指導状況)		別 添 <table border="1"> <thead> <tr> <th>点 検 等 年 月 日</th> <th>年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 点検事項</td> <td>点検結果（該当事項に○をする）</td> </tr> <tr> <td>(1)施工体制台帳の整備状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(2)下請契約書</td> <td>イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他</td> </tr> <tr> <td>(3)一括下請又は不必要な重層下請</td> <td>イ、疑いがない ロ、疑いがある</td> </tr> <tr> <td>(4)標識等の掲示</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(5)施工体制及び施工体系図の確認</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(6)監理（主任）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐の配置状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(7)下請業者の使用状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>(8)社会保険の加入状況</td> <td>イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正</td> </tr> <tr> <td>2. その他の事項</td> <td>(具体的に記入)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(不適正等の内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(指導状況)</td> </tr> </tbody> </table> 点検（調査）者職・氏名	点 検 等 年 月 日	年 月 日	1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）	(1)施工体制台帳の整備状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(2)下請契約書	イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他	(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ、疑いがない ロ、疑いがある	(4)標識等の掲示	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(6)監理（主任）技術者、 特例監理技術者 、監理技術者補佐の配置状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(7)下請業者の使用状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	(8)社会保険の加入状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正	2. その他の事項	(具体的に記入)	(不適正等の内容)		(指導状況)	
点 検 等 年 月 日	年 月 日																																																				
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）																																																				
(1)施工体制台帳の整備状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(2)下請契約書	イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他																																																				
(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ、疑いがない ロ、疑いがある																																																				
(4)標識等の掲示	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(6)監理（主任）技術者、監理技術者補佐の配置状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(7)下請業者の使用状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(8)社会保険の加入状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
2. その他の事項	(具体的に記入)																																																				
(不適正等の内容)																																																					
(指導状況)																																																					
点 検 等 年 月 日	年 月 日																																																				
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）																																																				
(1)施工体制台帳の整備状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(2)下請契約書	イ、建設工事標準下請契約約款を使用 ロ、同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ、その他																																																				
(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ、疑いがない ロ、疑いがある																																																				
(4)標識等の掲示	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(6)監理（主任）技術者、 特例監理技術者 、監理技術者補佐の配置状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(7)下請業者の使用状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
(8)社会保険の加入状況	イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正																																																				
2. その他の事項	(具体的に記入)																																																				
(不適正等の内容)																																																					
(指導状況)																																																					

改正案

様式第12号別添

別 添

確認事項	確認日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者 又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	連絡員				
	監理技術者補佐				
	専門技術者				
	当該工事 施 工 者	工事の種類	会社の名称	工事の種類	会社の名称
(備考)					

(注)

1

「主任技術者又は監理技術者」「監理技術者補佐」「専門技術者」欄には、
確認当日実際に技術管理を行っている者を記載すること。

2

「連絡員」欄には確認当日実際に工事現場で連絡員として配置されていた者を記載すること。

3

「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。

現行

様式第12号別添

別 添

確認事項	確認日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者 又は 監理技術者 又は <u>特例監理技術者</u>	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	監理技術者補佐				
	専門技術者				
当該工事 施 工 者	工事の種類	会社の名称	工事の種類	会社の名称	
(備考)					

(注)

1

「主任技術者又は監理技術者又は特例監理技術者」「監理技術者補佐」
「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術管理を行っている者を記載すること。

2

「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。

改正案

様式第13号

年 月 日

(建設業法施行規則第17の2又は第17条の5)

[illegible]

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

現行

(新 設)

(新 設)